

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

各課共通

地震が発生した場合の組織及び応急対策について定める。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第1 中央市災害対策本部の設置

災害の発生を防止し、又は災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災害対策基本法第23条第1項の規定に基づき、中央市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

次の各号のいずれかに該当する場合

- (1) 災害が発生し、災害救助法による救助を必要とするとき。
- (2) 災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とするとき。
- (3) 震度6弱以上の地震が市内で発生したとき。
- (4) その他市長が必要と認めるとき。

2 災害対策本部廃止の時期

災害対策本部は、市内において災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は応急措置がおおむね完了したと認められるときは廃止する。

3 設置及び廃止の通知

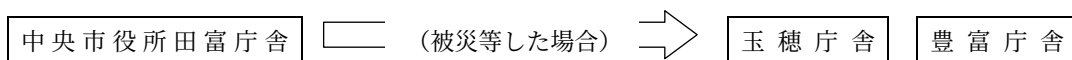
災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表するとともに災害対策本部の標識を中央市役所田富庁舎に掲示する。

なお、廃止した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通 知 及 び 公 表 先	連 絡 方 法
市 職 員	庁内放送、防災行政無線、電話、口頭
県 知 事	県防災行政無線（FAX）、電話
甲 府 地 区 消 防 本 部	県防災行政無線、電話
南 甲 府 警 察 署	電話、連絡員
近 隣 市 町 村	県防災行政無線、電話
市 内 関 係 機 関	防災行政無線、電話、連絡員
一 般 住 民	防災行政無線、広報車、口頭（区長等を通じて）

4 災害対策本部の設置場所

中央市役所田富庁舎に設置する。ただし、本庁舎が被災した場合には、次の施設に設置する。



5 本部長の職務代理者の決定

本部長（市長）が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務代理者は、次のとおりとする。

第1順位	副市長
第2順位	教育長
第3順位	総務部長

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

中央市災害対策本部の組織及び所掌事務は、一般災害編第3章第1節「応急活動体制」の定めるところによる。

第3 震災時の応急活動体制

市は、地震による災害が発生したときは、法令又は本計画の定めるところにより防災関係機関の協力を得て、その所掌事務に係る地震災害応急対策を速やかに実施し、総合的調整を行う。

地震発生時の応急活動体制は、次のとおりとする。

	震度4の地震発生時	震度5弱又は5強の地震発生時	震度6弱以上の地震発生時
勤務時間内の体制	1 防災行政無線により市内一斉放送を行う。 (1) 地震情報 (2) 地震防災対策 ア 火の始末 イ パニック防止 ウ テレビ等による情報収集 2 市内の被害状況等の情報収集	1 左欄の1～2を実施する。 2 必要な場合は、遅滞なく本部を設置する。 3 本部は中央市役所田富庁舎に設置する。	1 左欄の1を実施する。 2 可及的速やかに中央市役所田富庁舎に本部を設置する。ただし、中央市役所田富庁舎が地震災害により使用不能の場合は、「玉穂庁舎・豊富庁舎」に設置する。
勤務時間外の体制	第1配備体制のその2により配備につく。	第2配備体制により配備につく。	第3配備体制により配備につく。

第4 現地災害対策本部の設置

- 1 本部長は、災害対策基本法第23条第5項の規定に基づき、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。
- 4 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

第5 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し、県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。

なお、県の現地災害対策本部は「中央市役所田富庁舎2階小会議室」に設置するものとする。

第２節 職員配備計画

各課共通

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第３章第２節「職員配備計画」の定めるところによる。

第１ 職員の配備基準

職員の配備体制は、次の配備基準によるものとする。

中央市災害対策本部配備基準

種別	配備の基準	配備の内容	配備の要領	配備要員
第１配備 その１	１ 次の注意報が発表されたとき。 (1) 大雨注意報 (2) 洪水注意報 (3) 大雪注意報 ２ 震度３の地震が発生したとき。 ３ その他必要により市長が配備を指示したとき。	総務部の最小限の人員をもって警戒体制をとる。 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握	【対応事務】 ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 総務部（総務課員）は各種気象情報又は地震情報を本部長並びに副本部長及び関係部長等に連絡	・ 総務課 （２人）
第１配備 その２	１ その１と同じ。 ２ 震度４の地震が発生したとき。	小規模の災害が予想されそうな場合又は発生した場合 【措置内容】 ・ 気象情報の受伝達 ・ 被害状況の把握 ・ 必要に応じ関係機関との連絡	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ パトロール ・ 施設管理者及び自主防災会との連絡 ・ 被害予想区域の住民への広報 ・ 災害情報に関する広報 ・ 本部長、副本部長等への報告 ・ 被害がある場合は応急対策の実施 ・ 被害状況の県への報告	・ 総務課 （２人） ・ 並びに次に掲げる課の長が必要に応じ指名する職員 政策秘書課 管財課 建設課 都市計画課 農政課 （約５人）
第２配備	１ 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報	小規模の災害が局地的に発生し、又は発生するおそれがあるときに対応し得るもので、事態の推移に伴い速やかに第３配備	パトロール強化、資材準備、応急対策 【対応事務】 ・ 前記第１配備その２に掲げる事務	・ 課長以上全員 ・ 前記第１配備その２に掲げる課員

	(4) 暴風警報 2 震度 5 弱又は 5 強の地震が発生したとき。 3 その他必要により市長が配備を指示したとき。	に移行できる体制とする。 【措置内容】 ・気象情報の受伝達 ・被害状況の把握 ・関係機関との連絡 ・必要により災害対策本部の設置	・被害状況の県への報告（震度 5 強以上は消防庁にも報告） ・その他次の事務の実施 (1) 市内被害状況調査の実施 (2) 警察等関係機関との連絡 (3) 応急対策の実施	全員 ・並びに、別に定める地区支部職員等配備要員 ・並びにその他の課で長が指名する職員
第 3 配備	1 大規模な災害（※）が広範囲にわたって発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 災害対策本部を設置したとき、又は災害対策本部長が配備を指示したとき。 3 震度 6 弱以上の地震が発生したとき。	情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。 【措置内容】 ・災害対策本部設置 ・全職員が配備	災害対策に全力を集中する。各部長は、状況に応じて随時災害対策本部長に災害情報を報告する。 【対応事務】 ・被害状況調査の実施 ・本部員会議の開催 ・応急対策方針の決定 ・広域応援要請の検討 ・物資、資機材の調達 ・その他応急対策の実施	全職員

※ 「大規模な災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

第 2 配備及び参集体制

1 参集計画の策定

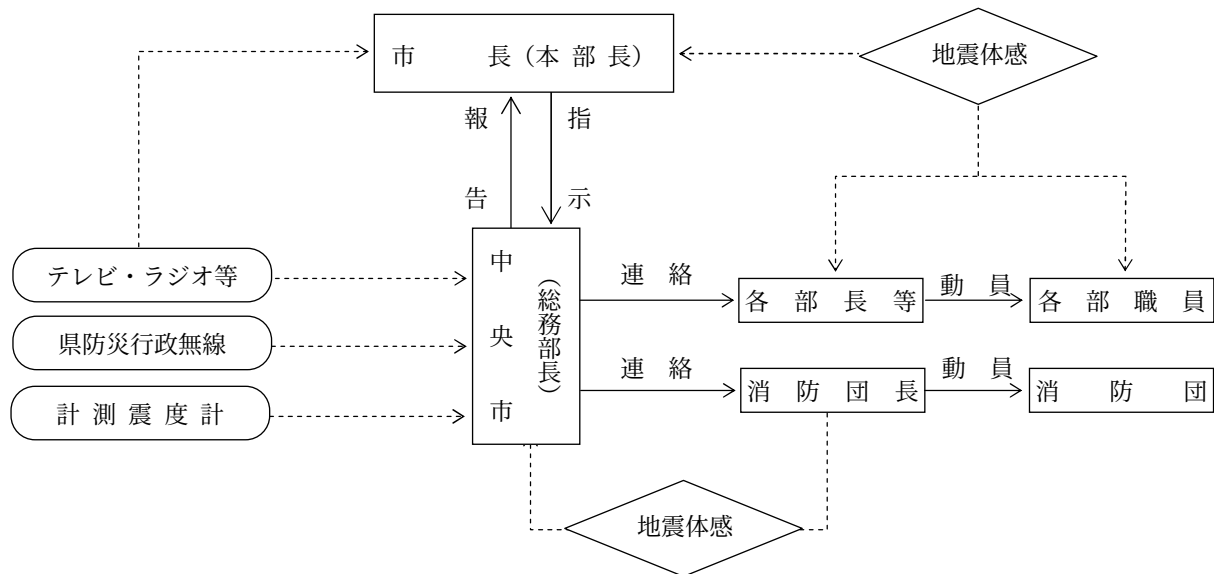
- (1) 市長は、中央市災害対策本部編成表に基づく各部の災害応急活動を実施するのに必要な職員の参集計画を策定し、地震発生時には、職員を自動的に所定の勤務場所に参集させるものとする。
- (2) 各部長等は、所属職員の参集名簿（様式第 1 号）を作成し、本部長に提出しなければならない。
- (3) 各部長等は、配備該当職員の参集場所、任務等を職員に周知徹底するため、前記参集名簿に基づき参集個人表（様式第 2 号）を作成し、あらかじめ職員に通知する。
- (4) 各部長等は、人事異動等により参集名簿の内容に変更を要する場合は、速やかに変更した参集名簿を本部長に提出するとともに、該当職員に対し、変更した参集個人表を送付する。
- (5) 地震が発生したときは、職員は参集計画に基づき災害応急対策を実施するが、初動に必要な人員が確保されず、緊急対策班を編成し業務を行う場合は、参集名簿によらず、必要な初動業務を行うものとする。

2 勤務時間内における伝達及び配備

(1) 伝達方法

- ア 大規模な地震が発生した場合、総務部長は、各部長に非常配備を伝達するとともに庁内放送、電話等によりこれを徹底する。
- イ 各部長は、直ちに関係職員に連絡し、所定の応急業務に従事させる。
- ウ 総務部長は、消防団長に非常配備を伝達する。

勤務時間内の緊急連絡フロー



(2) 初動期における緊急措置

各部長は、大規模地震発生と同時にあらかじめ定められた担当に従って、それぞれ在庁者の安全と避難誘導、火災等の発生防止措置、非常持出品の搬出等の初動期における緊急措置を行う。

(3) 配備体制

各部長は地震が発生した際は、配備基準に基づき、直ちに職員をあらかじめ定められた応急対策業務につかせるものとする。

3 勤務時間外、休日における伝達及び配備

(1) 市職員の対応

職員は、勤務時間外又は休日においても地震が発生し、被害が予想されるときは、あらかじめ定める配備基準に基づき、配備該当職員は速やかに市庁舎に参集するものとする。

なお、参集の際には、「4 参集時の留意事項」に留意するものとする。

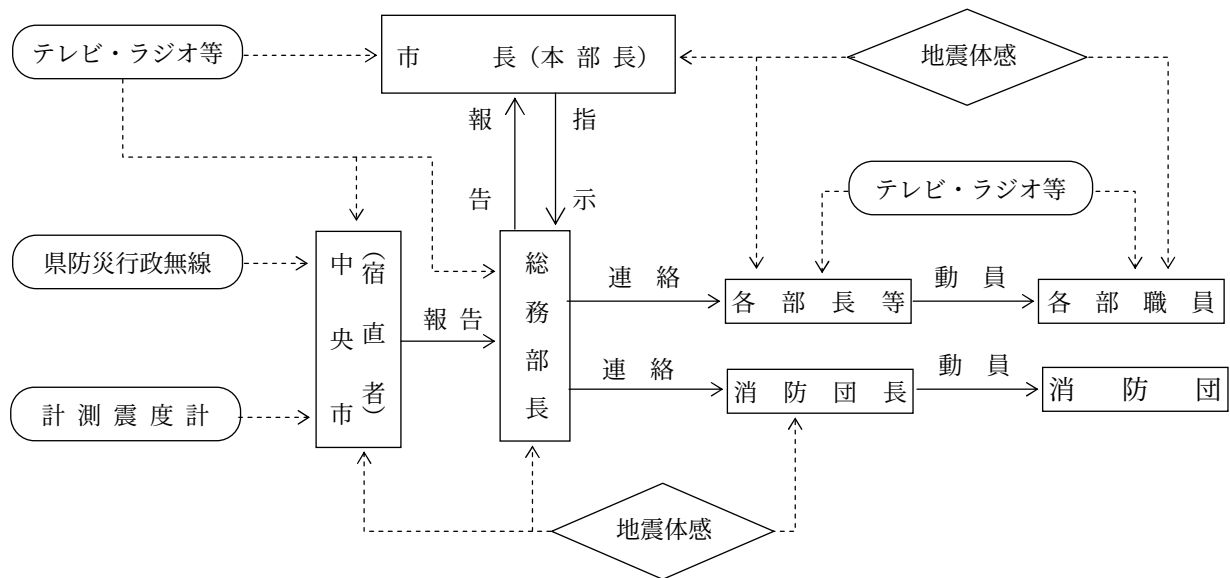
(2) 宿日直者の対応

宿日直者は、市庁舎の被災状況等を確認し、総務部長に速やかに報告を行い、配備該当職員等が到着するまでの間、地震情報の収集及び連絡に努める。

(3) 自主参集

震度6弱以上の地震が発生した場合は、災害対策本部が自動設置されるため、全職員は速やかに市庁舎に参集するものとするが、震度5弱又は5強の地震が発生した場合は、配備該当職員以外の職員についても、被害が発生し、又は発生するおそれがある場合、あるいは夜間等の場合は被害状況の把握等にも時間がかかり、また要員の確保も容易ではないため、必要により自主的に参集するものとする。

勤務時間外等における緊急連絡フロー



(4) 初動体制の確立

市長は、初動体制の確立を図るため、庁舎近傍に居住する職員をあらかじめ緊急対策班として指名する。緊急対策班は、勤務時間外に災害が発生した場合、直ちに登庁し、各種情報の収集、報告など初動活動にあたるものとする。

(5) 配備状況の報告

各部長は、所属職員の参集状況を記録し、総務部長を通じて本部長に適宜報告する。

(6) 配備体制の移行

各部長は、(4)に定める緊急対策班による配備体制をもって活動中であっても、職員の参集が大半終了したときは、順次本編成による配備体制に移行する。

(7) 災害活動の相互援助

各部長は、本部長の指示があったときは、自らの部以外の災害活動についても協力する。

4 参集時の留意事項

(1) 参集時の服装等

参集途上での活動と危険防止を考慮して救援活動に適した服装とする。また、参集時の携行品は、身分証、手袋、懐中電灯、筆記用具等を努めて持参するものとする。

なお、職員は、速やかに参集できるよう必要な用具をリュックサック等に入れ、平素から準備しておくものとする。

(2) 参集途上の措置

ア 被害状況等の把握

職員は、自宅周辺の災害状況を確認するとともに、参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報の収集に努め、所属長に報告する。

イ 緊急措置

職員は、参集を最優先するものとするが、参集途上において、火災あるいは人身事故など緊急事態に遭遇したときは、消防機関又は警察機関へ通報するとともに、緊急を要すると判断した場合に

は、人命救助等適切な措置を講じてから参集するものとする。

(3) 参集困難な際の措置

職員は、勤務時間外等において大規模な地震が発生した場合に、交通途絶等のため所定の場所に行くことができないときは、指定避難場所などの最寄りの公共施設等に参集し、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

第3 初動期の活動内容

初動期に必要な業務は、主に次のとおりである。

- 1 地震情報、被害状況等の収集、把握（県、消防署、警察等と連絡）
- 2 災害対策本部の設置準備（管内地図、ホワイトボード、ラジオ、防災服、腕章等）
- 3 住民への広報活動（余震等の二次災害の注意、デマへの注意等）
- 4 応急対策資機材の確保（手持ち資機材の確認、調達先のリストアップ）
- 5 避難場所の開設（住民の避難状況、指定避難場所の被災状況の把握）
- 6 ライフラインの供給状況の把握（電気、電話、上・下水道等）

大規模地震発生時の初動フロー

時系列的事項	実 施 内 容
1 参集準備	職員は、動員命令を待つことなく、直ちに参集の準備にとりかかるものとする。
2 人命救助	職員は、自宅周辺の被災状況を把握し、必要により人命救助等の適切な措置を講じてから参集する。
3 被害状況の収集	職員は参集途上における被害状況等の情報収集を行う。なお、収集する情報については事前に検討を行い、職員に周知徹底しておく。
4 参集	(1) 全職員が自発的にあらゆる手段をもって、市庁舎に参集する。 (2) 災害その他により、市庁舎に参集できない職員は、指定避難所など最寄りの公共機関等に参集して防災活動に従事するとともに、その旨を所属長に報告する。 (3) 各施設に直行した職員は、施設の被害状況、避難状況を把握し、本部に連絡する。
5 被害状況の報告	(1) 職員は、収集した情報を所属長に報告する。 (2) 各所属長は、被害状況を総務課長に集約する。
6 緊急対策班の編成	あらかじめ指定された職員により緊急対策班を編成し、順次初動期に必要な業務に当たる。
7 緊急初動体制の解除	各災害応急対策活動に必要な要員が確保された段階で、緊急初動体制を解除し、職員は本来の災害応急対策配備体制に戻る。

様式第 1 号

参 集 名 簿 課長名				
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合計（人）				

様式第 2 号

参 集 個 人 表 課長名				
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
動員時の心得 1 参集時の携行品 手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具 2 動員途上の緊急 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力 措置 措置 し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属係長に報告するものとする。				

第 3 節 応援協力要請計画

一般災害編第 3 章第 3 節「応援協力要請計画」を準用する。

第 4 節 自衛隊災害派遣要請計画

一般災害編第 3 章第 4 節「自衛隊災害派遣要請計画」を準用する。

第 5 節 消防防災ヘリコプター出動要請計画

一般災害編第 3 章第 5 節「消防防災ヘリコプター出動要請計画」を準用する。

第 6 節 地震災害情報等の収集伝達計画

総務課 玉穂窓口課 政策秘書課 豊富窓口課

地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報（震度、震源、規模、余震の状況等）、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。

このため、市は、被害規模の早期把握を行うとともに、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な

通信手段・機材を用いて伝達を行うものとする。

第1 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し実状把握に努めるとともに、関係機関に伝達する。

2 消防機関等への通報殺到時の措置

地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

第2 地震に関する情報等の伝達

1 甲府地方気象台による地震に関する情報等の伝達及び発表

甲府地方気象台は、気象庁本庁からの「地震・津波に関する情報」等に基づき、山梨県に関する地震に関する情報等を伝達又は発表するものとする。ただし、通信手段の障害等により、本庁から情報等を適時に入手できず、緊急やむを得ないときは独自に発表するものとする。

(1) 山梨県に関する地震に関する情報等の種類及び内容

種 類	内 容
① 震 度 速 報	地震発生後約2分で、気象庁が定める地域ごとに観測した震度のうち最大のもの（震度3以上に限る。以下「地域震度」という。）を知らせる速報 (注) 気象専用回線の分岐機関、緊急情報衛星同報受信装置設置機関以外の機関及び県民は、テレビ又はラジオで情報を入手する。
② 震 源 に 関 す る 情 報	震度3以上の揺れが観測された場合で、津波の発生のおそれがない場合、震源位置、地震の規模、津波の心配はない旨を通知する情報
③ 震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測された地震の震源要素・震央地名、震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名の情報
④ 地震回数に関する情報	活発な群発地震時や余震活動時に時間当たりの震度1以上を観測した地震及び地震計に記録された地震回数の情報
⑤ 各地の震度に関する情報	最大震度1以上が観測された地震の震源要素・震央地名、観測点毎の震度の情報
⑥ 地 震 解 説 資 料	県内で震度4以上を観測した地震及び被害が発生した地震について、地震の概況、発表時点までの地震活動、過去の地震活動状況などを解説したもの。

(2) 甲府地方気象台の情報伝達・発表基準

ア 震源に関する情報

伝達基準：東京管区気象台管内の震度観測点で震度3以上の揺れが観測された場合で、津波の心配のないとき。

（気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。）

イ 震源・震度に関する情報

伝達基準：県内の震度観測点で震度3以上を観測したとき、隣接地域で震度4以上を観測したとき及びその他の地域で震度5弱以上を観測したとき。

(気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。)

ウ 地震回数に関する情報

伝達基準：山梨県内及び隣接地域で地震回数に関する情報が発表されたとき。

(気象庁地震火山部発表の情報を伝達する。)

エ 各地の震度に関する情報

発表基準：県内の震度観測点で震度1以上を観測したとき。

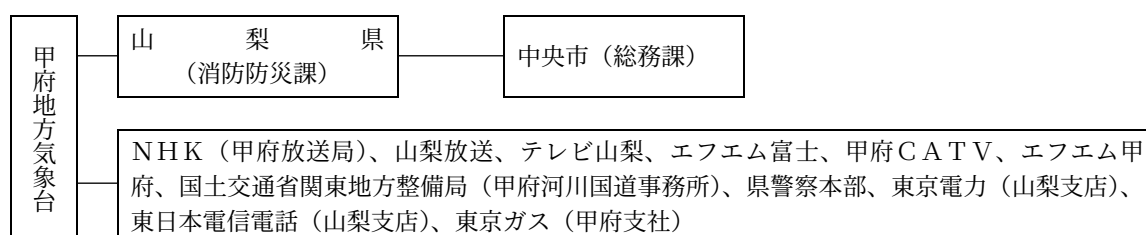
オ 地震解説資料

発表基準：(ア) 県内の震度観測点で震度4以上を観測したとき。

(イ) 特に必要があると認めるとき。

(注) この解説資料は、緊急作業が一段落した後に作成・提供する。

(3) 伝達先



2 地震情報の収集

市は、田富庁舎に設置された計測震度計から震度を確認し、また気象庁の発表する正確な地震情報を緊急地震速報装置、県防災行政無線、テレビ・ラジオ等により一刻も早く入手し、防災行政無線等により住民等に伝達するとともに、速やかに地震発生後の初動体制をとるものとする。

3 地域住民への地震情報の伝達

地域住民の不安を解消するとともに、適切な行動がとられるよう、防災行政無線を活用して地震情報を伝達する。また、可能な場合は広報車により伝達する。

伝達内容は次のとおりとする。

(1) 震度、震源、マグニチュード、余震の状況等の地震情報

(2) 地震防災応急対策の指示

ア 火災の発生、ガス爆発等に注意すること。

イ 電話使用を自粛すること。

ウ テレビ、ラジオ等を通じて報道される地震情報に注意すること。

エ 被害が発生した場合は、自治会長を通じて市庁舎に報告すること。

オ 被害状況に応じて自主防災会の活動を開始すること。

第7節 被害状況等報告計画

各課共通

地震災害時に、災害応急対策を適切に実施するため、市は防災関係機関と相互に密接な連携を図り、迅速かつ的確に災害情報を収集し、県等に報告するものとする。

第1 災害情報の収集

地震発生直後の初動期の災害情報は、市の災害応急対策の基礎的要件として特に重要であること

から、迅速性を最優先にして次により災害情報及び被害状況等を収集、把握するものとする。

1 地震情報の収集

市は、地震が発生した際には、速やかに市庁舎に設置されている計測震度計により市域の震度を把握するとともに、テレビ・ラジオ等から気象庁発表の地震情報や県防災行政無線等により地震規模、近隣市町村の震度・被害状況等を把握するものとする。

2 被害状況の把握

市の情報収集手段を活用して、早期に市内の被災状況を把握する。

(1) 初期段階に収集する情報

大規模な地震が発生した場合には、次の方法により必要な情報を速やかに収集するものとする。

ア 防災関係機関からの情報収集

各防災関係機関から次のような災害情報を収集する。

情 報 の 種 類	災 害 情 報 収 集 先
① 地震に関する情報	甲府地方気象台、県、放送局、報道機関
② 火災の発生状況	南消防署、消防団、自主防災会
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	南消防署、南甲府警察署、市内医療機関（中巨摩郡医師会）、県（県内市町村等の被災状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	東日本電信電話(株)山梨支店、東京電力(株)山梨支店、(社)山梨県エルピーガス協会、市水道課
⑤ 道路、鉄道等の交通施設の被災状況及び交通支障状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、東日本旅客鉄道(株)小井川駅、東花輪駅、中日本高速道路株式会社
⑥ 堤防、護岸等の被災状況	甲府河川国道事務所、中北建設事務所、消防団
⑦ 住民の避難状況	施設管理者、自主防災会、南甲府警察署
⑧ 学校、医療機関等の重要な施設の被災状況	市教育委員会、施設管理者、中巨摩郡医師会

イ 移動系防災行政無線、災害時優先電話による収集

市庁舎、避難所、公共施設等に設置されている移動系防災行政無線、災害時優先電話を活用し、施設職員、施設自体の被災状況や施設周辺の被災状況を把握する。

ウ 自主防災会からの情報収集

各地域の自主防災会は、初期消火や救出活動とともに、地域の被災状況を把握し、電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

エ 郵便局との情報の相互提供

市は、田富郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、田富郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に提供し、市内の被災状況等を把握する。

資 料 編 書	・災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書	P 349
---------	---------------------------------	-------

オ 職員の登庁途中での情報収集

休日、夜間等の場合には、職員は、登庁途中における被害状況等の把握に努めるとともに、登庁後直ちに所属長に報告する。

カ アマチュア無線による情報収集

地震時の被害状況を早期に把握するため、必要により山梨県中央市防災ネットアマチュア無線クラブの協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

(2) 第２段階に収集する情報

初期段階における被災状況の調査等により被害の規模を推定した後、各部は関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

担当		協力団体名	調査事項
対策部	班		
総務対策部	総務班	自主防災会	他部に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
	管財班		庁舎、公園等の被害
市民対策部	税務班	各管理者	市有財産の被害
		民生委員、自治会	人、住家等の被害
保健福祉対策部	健康推進班 高齢介護班 福祉班 子育て支援班	各施設管理者	災害時要援護者、医療施設、社会福祉施設の被害、保育園被害
市民対策部	環境班	中巨摩地区広域事務組合	清掃施設等衛生関係被害
農政観光対策部	農政班 商工観光班	農業委員会、農協、商工会	農林水産被害、商工関係被害
建設対策部	建設班	各管理者	道路、橋りょう、河川の被害
	都市計画班		都市計画施設被害
	水道班	給水装置工事事業者	水道関係被害
	下水道班	排水設備指定工事店	下水道関係被害
教育対策部	教育総務班	各施設管理者	学校等文教関係被害
	生涯教育班	〃	社会教育・社会体育施設関係被害

(3) 被害状況不明地区等への措置

各地区の被害状況は、地区の消防団及び自主防災会から速やかに収集するものとするが、大規模な地震が発生し、地域全体が混乱して必要な情報の収集が困難な場合は、状況により消防団等の協力を得て、被害状況の不明な地区又は不十分な地区に出動し、当該地区の被害状況を把握する。

第２ 情報の取りまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、総務部長が取りまとめ、本部長に報告する。

第３ 災害情報の報告等

各種災害情報の報告先、種類・様式等は、一般災害編第3章第7節「被害状況等報告計画」に定めるところによる。

第8節 広報計画

政策秘書課	豊富窓口課
玉穂窓口課	消防団

一般災害編第3章第8節「広報計画」の定めるところによるものとするが、地震災害の特性に応じた適切な、かつ正確な情報を住民に提供し、民心の安定を図るものとする。

第1 実施機関

地震発生時の広報活動は総務対策部政策秘書班が行うものとするが、災害の状況によっては各部及び消防団等と連携して積極的に広報を行うものとする。

第2 広報の手段

市は、地震の状況に応じた適切な広報手段を用い、住民に広報を行う。

- 1 防災行政無線放送
- 2 市のホームページ、インターネットによる広報
- 3 広報車による巡回広報
- 4 広報紙・チラシの配布、掲示板への掲示
- 5 自主防災会を通じての広報

第3 広報内容

市は、地震の規模、態様等に応じて、住民生活に関係する次の事項について広報を実施するほか、時間ごとに変化する被災者の情報ニーズに的確に対応した情報の提供に努める。

- 1 地震に関する情報及び各地の被害状況
- 2 市の応急対策状況
- 3 余震、二次災害危険の注意事項
- 4 ガス漏れ、漏油、火気使用、電線の感電注意等の留意事項
- 5 交通渋滞解消への協力依頼
- 6 電話混雑解消への協力依頼
- 7 上水道の飲用注意事項
- 8 ライフライン被害と復旧の見込み
- 9 家庭において実施すべき応急対策
- 10 避難地、避難所の案内
- 11 デマによる混乱防止の協力依頼
- 12 被害が発生した際の市庁舎等への通報
- 13 その他必要と認められる情報

第4 広報時の留意事項

- 1 簡潔な広報

民心の安定を図るため、また誤報等による混乱の防止を図るため、被害の状況（停電、断水及び交通機関の運行等の状況）とその対策の実施状況並びに注意事項及び協力要請について、具体的にわかりやすくまとめ広報する。

なお、緊急を要するもので特別の必要があるときは、県を通じて報道機関に対して報道依頼

(必要に応じて報道機関へ直接報道依頼)する。

2 広報車による広報

広報車を利用する際は、道路状況(交通規制状況、通行不能状況等)を把握し、できる限り車ではなくオートバイを用いて広報を行う。

広報にあたっては、電気、水道等の復旧状況など各地区被災者が必要とする情報を提供する等、各地区の被害状況に応じた広報に留意する。

3 災害時要援護者への広報

在宅の災害時要援護者に対しては民生委員、自主防災会、ボランティアの協力を得ての戸別訪問等による情報提供を行い、また、必要により外国人に対しては外国語教師や語学ボランティアの協力による外国語広報等の実施を検討する。

4 広報手段の特色

住民への広報にあたって、各広報手段の特色としては、次のとおりである。特色に応じた適切な広報を心掛けるものとする。

震災時に有効な広報手段及びその特色

伝達手段	種別	特色
広報車	(被)(生)	発災直後から様々な情報の伝達、注意の喚起に利用
防災行政無線	(被)(生)	〃
掲示板	(生)(安)	各避難場所や地域の拠点に設置。被災者同士の情報交換にも有効
情報紙	(生)(安)	各避難場所等に配布。最も重要、確実な情報提供手段
市ホームページ	(被)(生)	市の正確な情報を伝達できる有効な手段。聴覚障害者への広報にも有効。また遠隔地にいる親類・知人等も市の情報が入手可能
パソコン通信インターネット	(被)(生)(安)	市からの情報以外に、被災者、被災者の家族・友人間での情報交換も可能

(被) 被害状況 (生) 生活情報 (安) 安否情報

第5 災害用伝言ダイヤルの活用

災害発生時には、東日本電信電話(株)が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル」を開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市庁舎・避難場所等への掲示等により、住民に周知させるものとする。また、震度6弱以上の地震など大きな災害発生時の専用サービスとして「災害用伝言板」が携帯電話各社(NTTドコモ、au by KDDI(エーユー バイ ケーディディアイ)、SOFTBANK MOBILE(ソフトバンク モバイル)、WILLCOM(ウィルコム))で開設される。

第9節 災害通信計画

一般災害編第3章第9節「災害通信計画」を準用する。

第10節 消防計画

総務課	消防団
建設課	消防本部

大地震発生時には、火災の多発により、住民の生命・身体及び財産に危険が及ぶおそれがあるた

め、各地区住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における住民の人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

なお、この計画に定めない事項は、一般災害編第3章第10節「消防計画」の定めるところによる。

第1 地震火災の特徴及びその対処

過去の震災例をみると、地震災害の中で多くの被害をもたらしているものに火災がある。それは、地震火災に次のような特徴が認められるためである。

- 1 火災が、不意に、同時に多数発生すること。
- 2 地震動や建物の倒壊から身を守ることが先行し、火の始末、初期消火をすることが難しいこと。
- 3 危険物等の爆発、漏洩等により延焼が拡大するおそれがあること。
- 4 消防施設等の損傷、水道管の亀裂等による消火栓の使用が困難となるおそれがあること。
- 5 倒壊建物による道路の遮断や通信の途絶が、迅速な消防活動を阻害すること。

このような悪条件が複合して起こる地震火災を軽減・防止するため、消防体制を整備し、出火の防止、初期消火、延焼拡大防止に努める。

第2 初期活動

1 初期体制の確立

大地震が発生し、被害が予想される場合は、消防団は直ちに次の措置を取り活動体制を整える。

- (1) 高所監視
- (2) 消防資機材の安全確認
- (3) 被害状況の把握及び報告
- (4) 消防車の出動準備

2 初動時の措置

地震発生時には、次の体制により総力を挙げて災害活動に当たるものとする。

- (1) 各分団消防詰所等に直近居住する団員をポンプ隊員に指定しておき、地震時には直ちに消防詰所等に参集し、ポンプ等を屋外に搬出して建物倒壊に備えるとともに、ホースの増強及び必要資材を積載して出動準備を行う。
- (2) 高所見張り、巡回及び広報

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、情報の収集に努めるとともに地域内の巡回を行い、出火防止等の広報に当たる。

第3 警防活動の基本方針

地震災害発生時における警防活動の基本方針は、次のとおりである。

1 倒壊建築物からの救出

地震が大規模なほど建築物の倒壊による負傷者の救出は一刻を争う事態となる。救出が遅れたことにより火災に巻き込まれる例も当然予想され、救出には消防機関だけでなく、住民の迅速な対応が不可欠である。

消防団員は近隣住民の初期救出に指導役として全力を注ぎ、消防団長、本部、消防署等との連絡に努めるものとする。

2 消火活動の優先

地震災害は、人命に対する危険現象が複合的に発生するが、さらに被害を増大させるものとして、二次的に発生する火災がある。震災時における警防活動は、倒壊建築物からの救出とともに人命の安全を確保するための消火活動の優先を原則とし、消防の全機能を挙げて出火防止、火災の早期鎮圧及び延焼拡大防止を図るものとする。

また、火災が各地域に多発した場合は、避難の安全確保活動を展開するものとする。

3 安全避難の確保

最悪の状態にあっても避難者の安全を確保することが消防の責務である。

したがって、災害の初期には避難者が避難地である広場や空地等に殺到する事態が予測されるので、混乱防止と避難援護のための防御活動に全力を傾注するものとする。

4 人命救助活動

震災時には建築物の倒壊の他に障害物の落下、交通機関の衝突等不測の事態が複合して発生するため、大規模な人身災害に発展することが予測される。

したがって、消防活動においては、これらを十分に配慮するとともに、消火活動と人命救助活動の緩急を考慮し、必要に応じて人員、資機材の配置換え等を実施し、人身災害の拡大防止を図るものとする。

第4 消防活動

1 火災発生状況等の早期把握

市は、電話通報、かけこみ通報をはじめ、登庁職員、消防団員、自主防災会等から次の情報等を収集し、被害の状況を的確に把握して初動体制を整えとともに、市で把握した災害情報については消防署等防災関係機関に速やかに報告する。

- (1) 火災発生状況、延焼火災の状況
- (2) 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- (3) 道路の通行状況
- (4) 地域住民等の活動状況

2 非常招集

消防団員の非常招集は、一般災害編第3章第10節「消防計画」に定めるとおりであるが、地震により火災が発生すると覚知した場合は、消防団員は自主的に消防詰所等に参集し、指揮を受けるものとする。

なお、大規模地震が発生した場合には、消防団長及び消防副団長は市庁舎に登庁し、災害情報を共有するなど市本部と協働して災害対策にあたるものとする。

3 消防団の活動

地震発生時における消防団の活動は、次のとおりである。

(1) 情報収集活動

直ちに火の見や付近の耐火高層建築物を利用して高所見張りを実施し、火災発生状況を把握するとともに、携帯電話、自動車等を活用しながら、火災の発生状況、道路の通行不能箇所、要救助者等の被災状況の情報を収集し、市本部、消防署、警察署等に正確に伝達する。

(2) 出火防止措置

地震の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火防止措置

(火気の停止、ガスの元栓閉鎖、電気のブレーカー遮断等)を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火に努める。

(3) 消火活動

分団担当区域内の消火活動あるいは避難路、避難場所確保のための消火活動を消防署に協力して行う。

(4) 救急救助

要救助者の救出救助や負傷者に対する止血その他の応急手当を行い、安全な場所に搬送する。

(5) 避難誘導

避難勧告・指示が発せられた場合は、これを地域住民に伝達するとともに、市本部と連絡をとりながら避難場所まで安全に住民を避難誘導する。

4 自主防災会等の活動

被災状況を収集して消防機関に伝達するとともに、各家庭に出火の防止を呼び掛け、火災が発生したときは消火器や可搬式ポンプ等を活用して初期消火に努める。また、要救助者の救助及び負傷者への応急手当等を行う。

なお、消防機関が到着したときはその長の指揮に従って活動する。

5 住民の活動

まずは、身の安全を確保し、出火の防止に努める。

(1) 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

(2) プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

(3) 電気器具は電源コードをコンセントから外す。停電時における火気の使用及び通電時における電気器具の使用に万全の注意を払う。

(4) 火災が発生した場合は消火器等で初期消火活動を行うとともに、隣人等に応援を求めて火災の延焼・拡大を阻止する。

(5) 避難の際には、電気のブレーカーを落としてから避難する。

(6) 地震発生直後は消防署等に電話が殺到することが予想されるので、119番通報以外は電話の使用を自粛するものとする。

第5 応援要請

1 消防相互応援協定による応援要請

災害発生時において、同時多発火災や延焼火災等が発生し、市の消防力だけでは対応できないときは、あらかじめ締結している消防相互応援協定に基づき、締結市町村に応援を要請する。

資 料 編 ・ 消防相互応援協定

P 345

2 ヘリコプターの出動要請

火災の様相により、ヘリコプターによる消火活動が最も効果があると判断した場合は、県に消防防災ヘリコプターの出動要請又は自衛隊の派遣要請を要求するものとする。

第 1 1 節 緊急輸送計画

一般災害編第 3 章第11節「緊急輸送計画」を準用する。

第 1 2 節 交通対策計画

一般災害編第 3 章第12節「交通対策計画」を準用する。

第 1 3 節 災害救助法による救助

一般災害編第 3 章第13節「災害救助法による救助」を準用する。

第14節 避難計画

総務課	生涯教育課	消防本部	
健康推進課	福祉課	消防団	警察署
教育総務課	豊富窓口課	玉穂窓口課	

一般災害編第3章第14節「避難計画」の定めるところによるものとするが、特に地震が大規模である場合の避難方法と避難所の開設等について、次のとおり定めるものとする。

第1 避難方法等

1 住民の役割

地震は、いつ、どこで発生するか分からないため、また地震の規模、住家の建築年数等によっても被害の状況が異なるため、市の避難勧告・指示を待っていては避難すべき時機を失することもあると考えられる。

このため、住民は、地震が発生し、避難が必要と認める場合には、自らの判断により避難することがなによりも重要であり、そのためには日頃から避難場所、避難方法等をよく確認し、地震発生時にあっても落ち着いて避難できるよう努める。

2 市の役割

平素から避難方法等を検証し、住民に対し地震発生時における避難方式の周知徹底を図る。また、地震時にあっては、火災の発生状況等被害状況の把握に努め、避難勧告又は指示の必要がある場合は、迅速にこれを決定するとともに、避難行動中における住民の安全が守られるよう各防災関係機関、自主防災会等との連携により、勧告・指示の徹底や、避難誘導に努める。

3 避難地への避難

大規模な地震が発生した場合は、同時に各所で火災が発生し、大火災に発展することが予想される。

地震が発生し、避難が必要と判断した場合は、住民は直ちにガスやブレーカー等の火の始末をした後、道路の亀裂、看板等の落下、ブロック塀の倒壊等に注意しながら、火災による輻射熱等から身の安全が確保できる各地区にある学校のグラウンド、公園、広場等にまずは避難し、当該避難地で正確な災害情報等を収集し、また不在者等を確認した後、必要により安全確認が得られた避難所に避難する。

第2 避難場所の定義等

避難場所には、次のとおり「避難地」と「避難所」がある。

1 避難地

(1) 避難地の種類

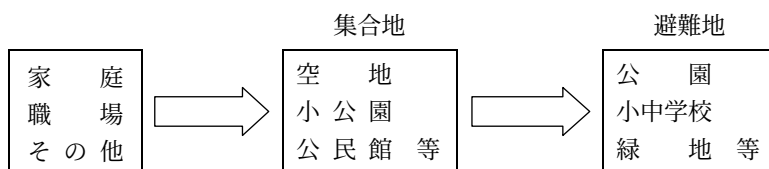
避難地は、一時的に集合する「空き地」や身の安全確保等ができるオープンスペースを有する「グラウンド」等をいい、次の2種類がある。

区 分	定 義
集 合 地 (一次避難地)	自主防災会ごとに一時的に集合し、災害状況・安否等の確認や集団を形成できる場所で、次の避難地への中継地点として、集合した人々の安全が確保できる「空き地」・「小公園」・「公民館」等の広場をいう。

避難地 (二次避難地)	集合した人々の安全が確保できるスペースを有し、また避難に伴う不安や混乱を防ぎ、住民の避難誘導、情報伝達、応急救護等を行うことが可能な「公園」・「小中高等学校」等の緑地、グラウンド等をいう。
----------------	--

(2) 避難地等への避難方法

災害の状況に応じて、おおむね次の系統図に従って避難地等へ避難するものとする。



2 避難所

区 分	定 義
避難所	災害等により、居住場所を確保できなくなった者を収容する施設であり、かつ、救護・復旧等の活動を行うための拠点ともなるものをいう。 ※ 避難所を選定するに当たっては、次の点に留意する。 ○ 洪水等の危険が見込まれる避難地域は避ける。 ○ 建築物は、耐震・耐火性の高い建物を選定する。 ○ 避難生活が数週間以上にも及ぶことも考えられるため、物資の運搬・集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮する。 ○ 空き地を避難所に充てる場合は、あらかじめテント等の備蓄、調達を併せて検討する。

第3 避難所の開設、運営

1 避難状況の把握

施設管理者から被災者の避難状況を把握する。また、休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員が最寄りの避難所に立ち寄り、被災者の避難状況を把握する。

2 避難所の安全性の確保

避難所開設に先立ち、施設が余震等の二次災害の危険のおそれがあるかどうか、次により施設の安全性を確認する。

(1) 施設管理者によるチェック

施設管理者は、地震発生後速やかに目視等により施設の安全性を確認し、調査結果を市本部に報告する。

(2) 被災建築物応急危険度判定士によるチェック

必要により被災建築物応急危険度判定士の有資格者を避難所に派遣し、施設の安全性を確認する。被災建築物応急危険度判定士が不足する場合には、近隣市町村又は県に応援を要請する。

資 料 編 ・ 指定避難場所一覧	P 319
------------------	-------

(3) 避難住民への措置

すでに避難所に避難住民が集まっている場合は、施設の安全が確認できるまで、とりあえずグラウンド等の安全な場所に待機させるものとする。

3 職員の派遣

市は、施設管理者からの情報又は参集職員等の情報に基づき、開設可能な施設の中から避難所開設の必要度の高い所から順次、指名した職員を派遣し、避難所の開設に必要な業務にあたるものとする。

4 学校機能の早期回復

地震災害により避難所を開設した場合は、避難生活が長期化するおそれがある。

避難所が学校である場合は、避難者の立入禁止区域を設定するなど、避難者と児童・生徒等との住み分けを行い、あるいは仮設住宅を早期に建設して学校機能の早期回復に配慮する。

5 災害時要援護者の保護

(1) 乳幼児、高齢者、障害者、けが人、病人等への支援

ア 高齢者・障害者・乳幼児・けが人・病人などの災害時要援護者に対しては、避難所内の生活のしやすい場所に災害時要援護者専用スペースを確保する。

イ 避難者の障害の程度や体力、病状などの状況を判断し、避難所での生活が困難で、介護等が必要な者等に対しては、状況に応じて次の施設に災害時要援護者用避難所（福祉避難所）を開設し、必要なスタッフを確保する。

福祉避難所開設予定施設

地区	施設名	所在地	電話番号
田富	中央市田富福祉センター	中央市白井阿原301-5	273-7300
玉穂	中央市玉穂勤労健康管理センター	中央市下河東256	274-1117
	玉穂保育園	中央市成島2378-2	273-2205
豊富	中央市立豊富健康福祉センター	中央市大鳥居3737	269-3330

(2) 外国人への対応

日本語が不自由な外国人避難者がいる場合は、山梨県民間社会福祉救援合同本部へ連絡し、通訳又は通訳ボランティアの派遣などの対応を図る。

6 仮設トイレの設置等

避難施設のトイレが使用不能の場合又は不足する場合は、他の公共施設のトイレの利用や避難者数に対応した仮設トイレの設置を行う。

7 避難者のプライバシー確保

避難生活が長期に及ぶほど、プライバシーの確保が重要となるので、仕切り板や更衣室の設置など避難者への配慮を行う。

8 「避難所運営組織」の設置

市は、避難所における情報の伝達、食料、水等の配給、清掃等について、避難者、住民、自主防災会等の組織化を図り、自主的な運営管理が行われるように努めるものとする。

第4 帰宅困難者、滞留者の保護

自力で帰宅することが困難な通勤者、通学者、出張者、観光客及び買い物客など、帰宅困難者又は滞留者が発生したときには、市は、交通機関の管理者、警察等と密接な連携をとりつつ情報提供、広報活動等による不安の解消と安全確保に努める。また、滞留者の状況を県災害対策本部に報告する。

滞留期間が長期にわたるとき、又は危険が予想されるときは、最寄りの指定避難所等安全な施設

に誘導し保護する。

第 15 節 医療助産計画

一般災害編第 3 章第 15 節「医療助産計画」を準用する。

第 16 節 防疫計画

一般災害編第 3 章第 16 節「防疫計画」を準用する。

第 17 節 食料及び生活必需物資供給計画

農政課

一般災害編第 3 章第 17 節「食料供給計画」及び第 18 節「生活必需物資供給計画」に定めるとおりとするが、特に大規模地震発生時にり災者への供給体制等について、次のとおり定めるものとする。

第 1 必要物資の把握

施設管理者、ボランティア等の協力を得て、被災者の食料及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資を的確に把握し、迅速に被災者へ供給する。

第 2 食料、生活必需品等の供給

あらかじめ定めた供給計画に基づき、備蓄品の放出、協定締結市町村や市内業者等から調達した食料、生活必需品を被災者等に供給するものとする。

また、市内で必要物資が確保できない場合は、県に供給等を要請する。

なお、調達の際には、高齢者など災害時要援護者の避難状況等を把握して、災害時要援護者に配慮した調達を心掛けることとする。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・災害時の応援に関する協定書	P 343

第 3 救援物資の集積及び供給

被害が甚大なため、住民等に対して救援物資による物資の供給を行う場合は、次により実施するものとする。

1 救援物資の集積所

他市町村等から搬送される救援物資、また調達した物資は、次の施設に集積する。

施 設 名	所 在 地	電 話 番 号
田富市民体育館	中央市臼井阿原1740	(055) 273-1473

2 救援物資の調達及び供給

(1) 物資等の調達、仕分け、配送等は、次の区分により行う。

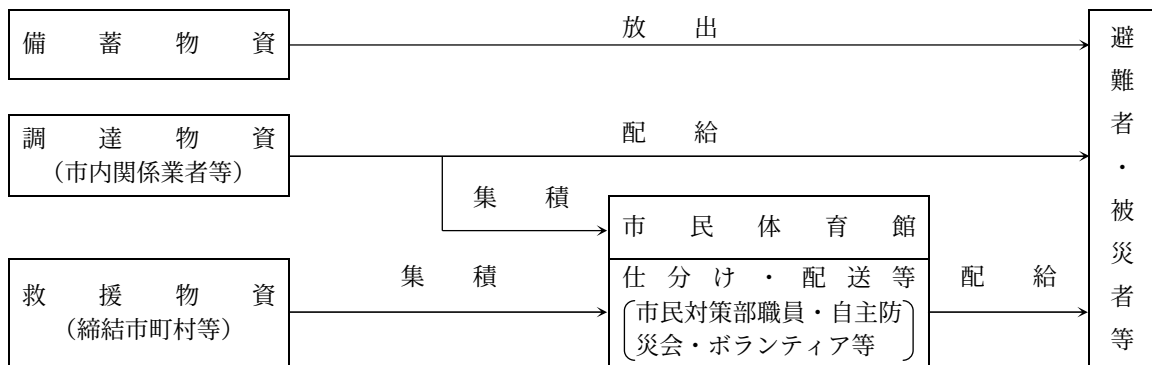
ただし、災害救助法が適用された場合は、知事の指示により調達するものとする。

調 達 等 の 内 容	担 当 部 班
食料の調達	農政観光対策部農政班

生活必需品、燃料の調達	農政観光対策部農政班
救援物資の受入れ、仕分け、配分	市民対策部税務班
輸送用車両の確保	総務対策部管財班
給食施設の提供、炊出しの協力	教育対策部教育総務班

(2) 物資が大量であり、かつ迅速な処理を必要とする場合は、他部の職員、各地区の自主防災会及びボランティアの協力を得て仕分け、配分等を行うものとする。

食料・生活必需品の供給フロー



(3) 避難所における供給計画

甚大な震災により、避難所を開設した場合の食料及び生活必需品の供給は、次のような段階を踏まえ、避難者の自立段階に応じた供給を行うよう心掛けるものとする。

区 分	食 料	生 活 必 需 品
第 一 段 階 (生命の維持)	おにぎり、パン、バナナ等すぐに食べられるもの	シート、マット、毛布（季節を考慮したもの）
第 二 段 階 (心理面・身体面への配慮)	温かい食べもの（煮物等）、生鮮野菜、野菜ジュース等	下着、タオル、洗面用具、生理用品等 テレビ、ラジオ等の設置
第 三 段 階 (自立心の誘発)	食材の給付による避難者自身の炊き出し	なべ、食器類 洗濯機等の設置

第 18 節 給水計画

一般災害編第3章第19節「給水計画」を準用する。

第 19 節 教育計画

教育総務課
生涯教育課

一般災害編第3章第20節「教育計画」の定めによるものとするが、地震災害時の応急措置について次のとおり定めるものとする。

第 1 教育委員会

1 被害状況の把握と救急体制

文教施設における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に即応し

た救急計画をたてるものとする。

2 情報収集と指示連絡

学校及び社会教育施設等の被害情報の収集に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定するものとする。

第2 学校

1 地震発生後の措置

児童・生徒等在校中	1 避難 地震発生時の行動は、児童・生徒等の安全避難を最重点とし、児童・生徒等を完全に把握して安全確保のための指示と誘導を行うとともに、火災発生に備えて重要書類等の持出しを行うものとする。
	2 防災措置 火気及び薬品類を使用中の場所（給食室、湯わかし所、理科・家庭科教室等）について、直ちにこれを始末するとともに、火災等の発生を防ぐ措置を講ずるものとする。
	3 人員確認と応急手当 災害発生避難後、速やかに児童・生徒等及び教職員の人員確認を行うとともに、負傷者発生の場合は応急手当を行うものとする。
	4 避難と引渡し 災害の状況により、児童・生徒等を避難地へ誘導する。この場合、避難順序は、秩序正しく非常出入口に近いところから低学年を最初に避難させる。その際、1クラス1名の教職員を必ず付けて誘導する。また速やかに保護者への引渡しを行うものとする。ただし、保護者との連絡が不能の場合の保護について計画を策定しておく。
	5 地震情報等の収集 市本部から市内の被害状況や地震情報を収集し、また周辺の被害状況を把握して、児童・生徒を帰宅させるかどうか市教育委員会との協議等により決定する。
	6 被災報告 被害の状況を調査し、市教育委員会へ報告する。この場合、特にプールの貯水状況、給食室の稼働の可否については必ず報告するものとする。
	7 下校時の危険防止 児童・生徒を帰宅させる場合は、安全確保に留意し、帰宅の際の注意事項を十分徹底し、集団下校させる。下校の際には、地区担当教職員が引率するなど、児童・生徒の安全を第一に必要な措置を講じる。
	8 校内保護 災害の状況により児童・生徒を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、保護者への連絡に努める。 なお、この場合、速やかに市教育委員会に保護児童・生徒数その他必要な事項を報告する。
	9 危険箇所の安全点検等 校長は、火気使用場所（家庭科教室・湯わかし所等）及び薬品類保管場所（理科教室・実験室・保健室等）等について、速やかに安全点検を行う。危険な箇所にはロープ等による立入禁止措置など必要な措置を行う。 また、浸水被害を受けた場所には、トイレ、手洗い場等防疫上必要な箇所の消毒を早急に実施する。
	10 その他の措置 上記のほか、「学校防災計画」及び「防災手びき」に基づき、必要な措置をとるものとする。
	1 防災業務の分担 災害の状況に応じ「学校防災計画」及び「防災の手びき」に基づく事務の分担等により、防

児童・生徒等不在中	災に努めるものとする。
	2 報告 被災状況を調査し、市教育委員会に報告するものとする。
	3 情報収集 児童・生徒等の被災状況について、情報の収集に努めるものとする。
	4 臨時休校等の措置 被害状況によっては、市教育委員会と連絡・協議のうえ、臨時休校等の適切な措置をとる。

2 その他事前計画の必要な事項

避難所の運営等に教職員が携わる場合を想定し、次の事項について計画を策定しておく。

- (1) 避難所の運営における教職員の役割及び市本部との連携
- (2) 児童・生徒等の安否確認の方法
- (3) 学校機能を早急に回復するために、学校内において避難者と児童・生徒等とで共用する部分と児童・生徒等又は避難者のみを使用する部分の区分けの検討
- (4) 授業中に大規模地震が発生した場合の児童・生徒等の帰宅及び保護者との連絡方法

第3 社会教育施設等の震災対策

1 緊急避難等の措置

(1) 避難措置

施設管理者は、開館時に地震が発生した場合は、直ちに火気の始末をするとともに、施設利用者の混乱防止措置を行い、状況により、屋外等の安全な場所に避難誘導を行う。

(2) 応急救護

施設利用者及び在勤職員が被害を受けた場合は、直ちに応急手当を行うとともに、必要により医療機関への搬送など応急救護を実施する。

(3) 地震情報等の収集

市本部から市内の被害状況、道路の通行可能状況や地震情報を収集し、施設利用者に伝達する。

2 被害状況の把握、報告

開館時の場合は、速やかに施設利用者及び在勤職員、施設及び設備並びに保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

閉館時の場合は、直ちに出勤して、施設、設備、保有資料等の被害状況を把握し、市教育委員会に報告する。

なお、避難所に指定されている社会教育施設等については、当該施設管理者は、避難所として使用可能の有無についても市本部に報告する。

3 臨時休館等の措置

施設管理者及び市教育委員会は、市内の被害状況等から、臨時休館等の措置をとることが適切と判断した場合は、関係機関等に連絡をするとともに、市本部を通じて住民への広報を行う。

第20節 清掃計画

一般災害編第3章第21節「清掃計画」を準用する。

第21節 応急住宅対策計画

建設課

一般災害編第3章第22節「応急住宅対策計画」の定めるところによるものとするが、特に大規模地震が発生した場合に、余震等による被災建築物の倒壊等の二次災害の防止を図るため、応急危険度判定について定めるものとする。

第1 応急危険度判定

1 建築物対策

大規模な地震により被災した建物は、その後に発生する余震などで倒壊したり物が落下して、人命に危険を及ぼすおそれがあり、そのため、被災建物の調査をし、その建物が使用できるか否かの判定を行う。

(1) 応急危険度判定体制の整備

市は、地震発生後に迅速に応急危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災建築物応急危険度判定士の資格取得など、応急危険度判定体制の整備を推進する。

(2) 被災建築物の確認

市は、被災建築物について危険性を確認し、二次災害の防止と建築物の使用の可能性について判断を行う。

(3) 応急措置の実施

市は、応急危険度判定の結果に基づき、被災建築物に対して、使用禁止、立ち入り禁止あるいは応急補強等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(4) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士の出動を要請する。

なお、県への派遣要請に基づく応急危険度判定フローは、別表のとおりである。

(5) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線広報車等により被災建築物に対する倒壊の危険性や事故防止などの広報活動等を行う。また、被災建築物の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

2 宅地対策

大規模な地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険度判定を行う。

危険度判定は、市災害対策本部の派遣要請に基づいて行う。

(1) 危険度判定

ア 山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、県に登録されている被災宅地危険度判定士の出動を速やかに要請し、被災した宅地危険度を調査する。

イ 危険度の判定は、危険度判定調査票に基づき行う。

ウ 被災宅地危険度判定士による調査結果は、「調査済」・「要注意」・「危険」の三種類のス

テッカーを宅地等の見やすい場所に表示する。

エ 危険度判定を迅速かつ効果的に実施するため、近隣都県との相互支援体制の整備を図る。

(2) 被災宅地危険度判定体制の整備

市は、地震又は降雨等の災害後に迅速に被災宅地危険度判定を行うため、あらかじめ市職員による被災宅地危険度判定士の資格取得など、危険度判定体制の整備を推進する。

(3) 被災宅地の確認

市は、被災宅地について危険性を確認し、二次災害の防止と宅地の使用の可能性について判断を行う。

(4) 応急措置の実施

市は、被災宅地危険度判定の結果に基づき、被災宅地に対して立入禁止等の適切な応急措置を実施し、二次災害の防止に努める。

(5) 応援要請

市内で必要人数の被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士を確保できない場合には、速やかに県に登録されている被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の出動を要請する。

(6) 被災宅地危険度判定士の養成

山梨県被災宅地危険度判定地域連絡協議会の協力を得て、被災宅地危険度判定士養成のための講習会を計画的に開催し、講習会修了者を被災宅地危険度判定士として登録する。

(7) 広報及び指導・相談の実施

市は、余震等により倒壊のおそれのある建築物等による事故防止を図るため、住民に対して防災行政無線、広報車等による被災宅地に対する危険性や事故防止などの広報活動等を行う。
また、被災宅地の応急措置及び応急復旧に関する技術的な指導、相談を行う等の広聴体制の確立に努める。

第2 応急仮設住宅

大規模な地震が発生したとき、震災後、市は、県、建設業者等の協力を得て早急に応急仮設住宅を建設する。

1 応急仮設住宅建設用地の確保

「山梨県東海地震被害想定調査報告書（平成17年）」によると、東海地震等の大規模地震が発生した場合には、揺れ及び液状化等の影響により市内建物の229棟が全壊、1109棟が半壊の被害にあい、発災1ヶ月以降の応急仮設住宅需要は約217戸と想定されている。

市は、この想定結果等を踏まえて、災害発生時において迅速に応急仮設住宅を建設できるよう、あらかじめ応急仮設住宅の建設に適した用地を次のとおり選定している。

応急仮設住宅建設候補地リスト

作成日 平成19年2月20日

候補地の名称 (通称)	所在地 (地名地番)	土地所有者	敷地面積 m ²	建設戸数 戸	特記事項
豊富農村広場	中央市大鳥居3866	中央市	7,950	68	東花輪駅から車で20分 県道沿い
豊富農村公園	中央市木原地内	〃	32,792	130	整備中

公園用地	中央市山之神3629－1	中央市	3,001	36	
田富ふるさと公園	中央市臼井阿原1740	中央市	10,293	109	
田 富 福 祉 公 園 (ゲートボール場)	中央市臼井阿原205－1	中央市	13,413	39	
サブセンター用地	中央市臼井阿原1653－7	中央市	3,077	24	
玉穂ふるさとふれあい広場	中央市乙黒1－1	中央市	43,000	170	
中巨摩地区公園	中央市一町畑59	中巨摩広域事務組合	25,633	185	

また、当該用地に建設ができない場合、あるいは該当用地だけでは不足する場合には、次の事項等に留意して他の建設用地を選定するものとする。

なお、応急仮設住宅は原則として公有地に建設するものとするが、やむを得ない場合は私有地に建設する。この場合には、後日問題の起こらないよう十分協議する。

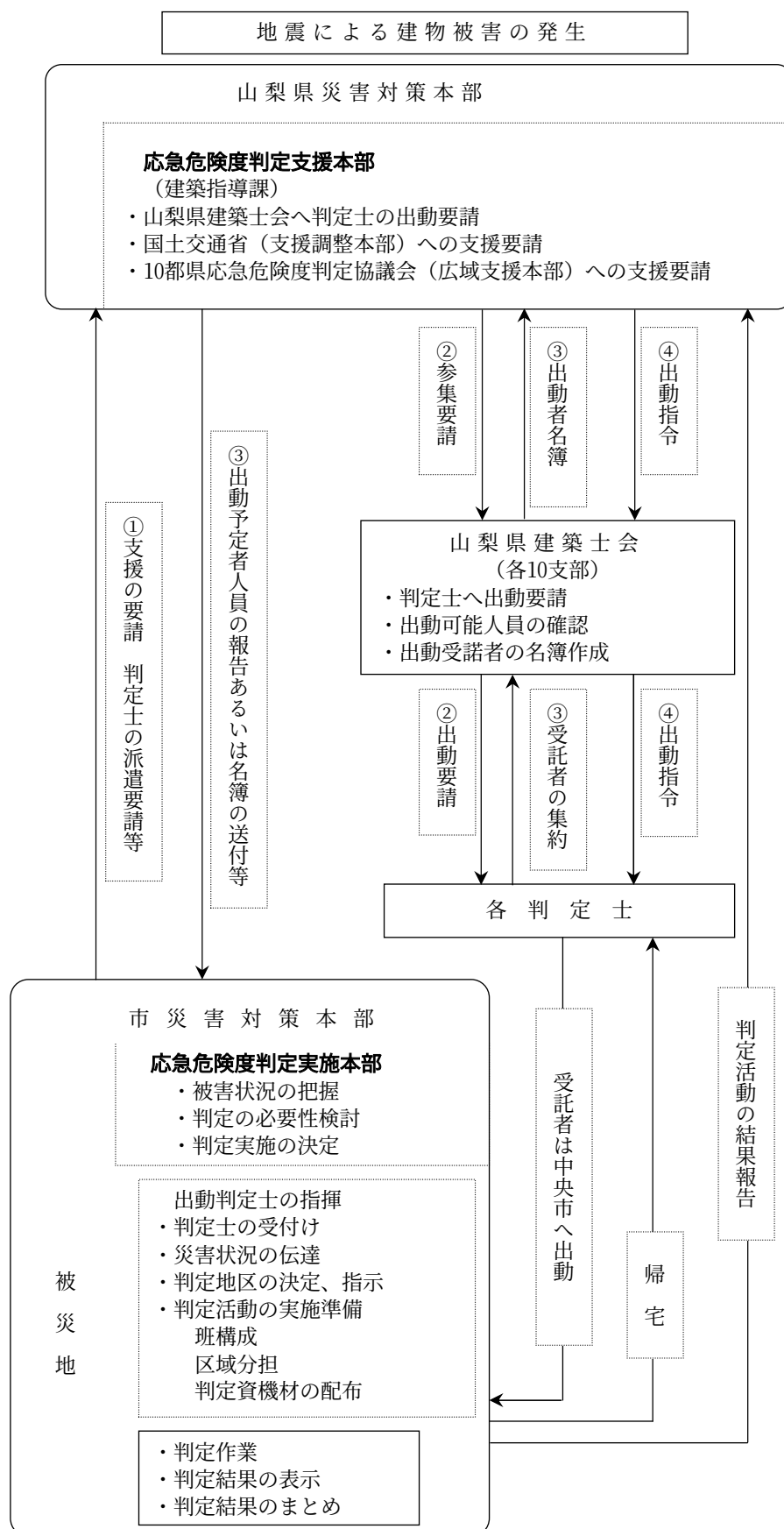
建設用地の選定条件

- 1 飲料水が得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所
- 2 相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題が解決できる場所
- 3 被災者の生業の見通しがたつ場所
- 4 水害、液状化等の二次災害のおそれがない場所

2 仮設住宅の建設

- (1) 県、市災害対策本部は、必要な応急仮設住宅の戸数及び建設用地を選定し、県住宅課へ建設を依頼する。
- (2) 県住宅課は建設用地の敷地調査を実施する。(面積、生活用水、電気等)
- (3) 建設業者への工事を発注依頼する。(県が(社)プレハブ建築協会と協定済)
- (4) 完成後、災害対策本部が入居者を選定する。
- (5) 入居

被災建築物 応急危険度判定フロー



第 2 2 節 救出計画

市民課	消防本部
消防団	警察署

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県及び消防機関等防災関係機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、一般災害編第 3 章第 23 節「救出計画」の定めるところによる。

第 1 住民の初期活動

1 救出活動

災害発生時には消防機関等が主体となって救出・救助活動を行うこととなるが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行支障、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

このため、住民は、消防機関等が現場に到着するまで、自分の身に危険が及ばない範囲で、隣人等と協力して救出活動にあたるものとする。

2 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、応急手当や人工呼吸等、必要により医療機関への搬送を行うなど負傷者等の救急活動に努める。

3 災害時要援護者への救護

地区に住む高齢者や障害者等の災害時要援護者に対して、地震発生時には、安全の確認や必要な介助等を行うなど、積極的に災害時要援護者の安全確保を図る。

第 2 消防団の活動

震災時には、消防団は本部の指示により活動を行うが、電話の不通等により地震発生直後の連絡が不能の場合においても、直ちに救出活動を行い、地域住民による救出の推進役を果たすものとする。

また、被害甚大につき、有線及び無線通信が途絶した場合には、市防災行政無線の活用若しくは急使を派遣する等災害対策本部又は消防署への連絡に努めるものとする。

第 3 市の救出活動等

1 救出活動

災害が広範囲に渡る等のため、消防機関等のみでは、迅速な救出活動は困難と判断した場合は、市内の被害状況を速やかに把握して次の措置を行う。

(1) 救出資機材の確保

救助が必要な生存者の情報の収集に努め、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

(2) 応援協定に基づく応援要請

自ら保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、応援協定締結市町村から必要な資機材

を緊急調達し、あるいは市内関係業者等の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(3) 自衛隊の派遣要請

甚大な被害が発生し、緊急等を要する場合には、知事に対して自衛隊の派遣要請を要求し、要救出者の救助を行う。

資 料 編	・災害時における相互応援に関する協定書	P 335
	・大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	P 338
	・災害時の応援に関する協定書	P 343
	・災害時における応急対策業務の実施に関する協定書	P 353

2 救急活動

(1) 迅速な医療救護活動を行うため、中巨摩郡医師会と連携のうえ、災害現場等に医療救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

(2) 医療機関の被災状況、受入状況を確認のうえ、トリアージの結果に基づき救命処置を必要とする重症患者から最優先して迅速、的確な搬送を実施する。

(3) 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して消防防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を行い、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

3 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うにあたって、各防災関係機関と相互に情報を提供したり効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第 2 3 節 死体の搜索及び保護並びに埋葬計画

一般災害編第 3 章第 24 節「死体の搜索及び保護並びに埋葬計画」を準用する。

第 2 4 節 障害物除去計画

一般災害編第 3 章第 25 節「障害物除去計画」を準用する。

第 2 5 節 生活関係施設の応急対策計画

水道課 下水道課 東京電力(株)山梨支店 東日本電信電話(株)山梨支店 東海旅客鉄道(株)
--

第 1 上水道施設応急対策

建設対策部水道班は、地震が発生したとき、応急給水用飲料水の確保とともに、水道施設の早期応急復旧に努めるものとする。

1 要員の確保

建設対策部水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急復旧要員の確保を図る。

2 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防機関等に対して影響区域を速やかに周知する。

また、復旧の時期についても、随時県及び関係機関に情報提供する。

3 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市上水道給水装置工事事業者等へ協力を要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水系統を考慮した復旧計画を定める。

5 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管など順次復旧する。

6 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

7 甲府市上下水道局への被害調査・応急復旧要請

地震が発生した場合は、玉穂地区に給水している甲府市上下水道局に対して、水道施設に異常がないか、水道施設の被害調査、また水質調査等を依頼するものとする。また、地震により水道施設が被害を受け、断水等が生じた場合は、直ちに甲府市上下水道局に連絡し、水道施設の早期応急復旧の実施を要請するものとする。

資 料 編 ・ 中央市上水道給水装置工事事業者一覧

P 301

第2 下水道施設応急対策

災害が発生したとき、直ちに被害状況の調査、施設の点検を実施し、排水機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについて応急処置を行う。

1 要員の確保

建設対策部下水道班が定める地震災害対策計画に基づき応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市排水設備指定工事店等へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

(1) 応急処置の緊急度及び工法

(2) 処置資材及び作業員の確保

(3) 設計及び監督技術者の確保

(4) 復旧財源の措置

4 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

資料編・中央市排水設備指定工事店一覧

P 307

第3 電気施設応急対策

- 1 県内の電力は、新潟県、静岡県及び長野県を電源とする送電線で受電するほか、県内各地の発電所から供給しており、これら電力施設に被害が発生しない限り送電は継続される。また、必要に応じて神奈川県から受電するほか、中部電力や関西電力等から緊急融通電力を受電する。
- 2 被害情報の早期把握に努め、復旧計画をたて実施する。
- 3 感電事故、漏電による出火等の防止、復旧計画等について適切な情報提供を行うため、報道機関、広報車等を利用した広報に努める。
- 4 避難所への電力供給を実施する。

第4 都市ガス施設及び簡易ガス施設応急対策

- 1 一定基準以上の地震が発生したときは、ガスの供給を停止し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。
- 2 安全が確認されるまで使用しないよう広報する。
- 3 安全点検を実施し、必要なときは、応急復旧工事を実施する。
- 4 避難所等に必要な燃料を供給する。

第5 液化石油ガス施設応急対策

- 1 製造者は、ガスの製造停止等地震防災規程に基づく応急措置を講ずるとともに、必要に応じて応急復旧工事を行う。
- 2 販売事業者は、(社)山梨県エルピーガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。
消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。
また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する。
- 3 消費設備は、安全点検を実施し、必要なときは応急復旧工事を実施することとし、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。

第6 電気通信施設応急対策

災害が発生したとき、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

1 復旧体制の確立

東日本電信電話(株)山梨支店長が定める東日本電信電話(株)山梨支店災害等対策規程に基づき、災害対策本部を設置し、被災規模に応じた復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

2 応急復旧措置

東日本電信電話(株)山梨支店長は、速やかに被災状況等を把握し、あらかじめ定める応急復旧計画に基づき応急復旧措置を講じるものとする。

(1) 通話規制措置

安否情報や見舞い電話の殺到等により通信が輻輳又はそのおそれが予測されるときは、あらかじめ定める重要回線及び公衆電話を除き、輻輳規模に応じて市内外発着信の通話規制措置を行い、重要通信等を確保する。

(2) 応急復旧

- ア 可搬型移動無線機による途絶の解消（特設公衆電話等、臨時回線の作成）
- イ 応急復旧ケーブルによる被災ケーブルの応急復旧
- ウ 可搬型移動無線車、可搬型衛星通信地球局による中継伝送路の応急復旧
- エ 非常用移動電話局装置及び移動電源車による交換機の応急復旧
- オ 移動電源車、可搬型電源装置による給電故障の応急措置

(3) 広報

災害による通信の途絶、通信規制等により電気通信サービスの利用に影響が生じたときは、広報を実施し、利用者の不安を解消するとともに、社会的混乱の防止に努める。

第 7 鉄道施設応急対策

災害が発生したときは、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と復旧手配、二次災害のおそれがあるものの早期復旧措置をとる。

1 要員の確保

J R 東海(株)が定める地震防災計画に基づき、復旧及び応急処置要員の確保に努める。

2 広報

列車抑止や運転規制をするとき、又はそのおそれが生じたときは、県及び関係市町村と関係機関に対して影響箇所を速やかに伝達する。

また、復旧時期についても、県及び関係機関に情報を提供する。

3 工事事業者への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、管内工事事業者に要請する。

4 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、列車運転支障の全容を把握するとともに、速やかに復旧工事を行い、鉄道輸送機能の確保に努める。

第 2 6 節 労働力確保計画

一般災害編第 3 章第 27 節「労働力確保計画」を準用する。

第 2 7 節 民生安定事業計画

一般災害編第 3 章第 28 節「民生安定事業計画」を準用する。